

## 泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、市議会議員の政務活動費の額を削減するため、泉南市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年泉南市条例第2号。以下「政務活動費条例」という。）の特例を定めるものとする。

(政務活動費の特例)

第2条 政務活動費条例第3条第1項に規定する市議会議員の政務活動費の額は、同項の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成28年10月27日までの期間に限り、同項に規定する政務活動費の額から、同項に規定する政務活動費の額に100分の40を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年10月27日限り、その効力を失う。